

前橋市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現 行
(初任給及び昇格、昇給等の基準)	(初任給及び昇格、昇給等の基準)
第4条 省略	第4条 省略
2～5 省略	2～5 省略
6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級及び7級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市規則で定める職員にあっては3号給、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市規則で定める職員にあっては1号給)とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。	6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市規則で定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。
7 省略	7 省略
8 55歳(医療職給料表の適用を受ける職員にあっては60歳)に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する職員に関する第6項の規定の適用については、同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級及び7級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市規則で定める職員にあっては3号給、」とあるのは、「2号給」とする。	8 55歳(医療職給料表の適用を受ける職員にあっては60歳)に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する職員に関する第6項の規定の適用については、同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市規則で定める職員にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。
9～12 省略 (扶養手当)	9～12 省略 (扶養手当)
第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(第3項において「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市規則で定める職員に対しては、支給しない。	第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市規則で定める職員(以下「9級職員等」という。)に対しては、支給しない。
2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
(1)～(5) 省略	(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む。以下同じ。)
3 扶養手当の月額額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)	(2)～(6) 省略 3 扶養手当の月額額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料

については1人につき1万3,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市規則で定める職員にあっては、3,500円)とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第9条 削除

表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市規則で定める職員(以下「8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに職員となった者に扶養親族(9級職員等)にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、9級職員等から9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(9級職員等)にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、9級職員等から9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族(9級職員等)にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これら

の日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、9級職員等以外の職員から9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある9級職員等が9級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員等が8級職員等及び9級職員等以外の職員となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で9級職員等以外のものが9級職員等となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職

(地域手当)

第9条の2 省略

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 5級地 100分の3

(2) 省略

3 省略

第9条の3 第9条の2第1項の市規則で定める地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合又は職員の在勤する公署が移転した場合(職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域に引き続き6か月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると市長が認める場合に限る。)において、当該異動若しくは移転(以下この項において「異動等」という。)の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合(同条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。)が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合(同項各号に定める割合をいい、市規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で市規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。)に達しないこととなる時、又は当該異動等の直後に在勤する地域が同条第1項の市規則で定める地域に該当しないこととなる時は、異動等の円滑を図るため、当該職員には、同条の規定にかかわらず、当該異動等の日から3年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合(同条第3項の市規則で定める級地の変更により、異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動等後の支給割合)以下となる時は、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。)、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給することができる。ただし、当該職員が当該異動等の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他市長の定める場合に

員等及び9級職員等以外のものが8級職員等となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第9条の2 省略

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 1級地 100分の3

(2) 省略

3 省略

第9条の3 第9条の2第1項の市規則で定める地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合又は職員の在勤する公署が移転した場合(職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域に引き続き6か月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると市長が認める場合に限る。)において、当該異動若しくは移転(以下この項において「異動等」という。)の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合(同条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。)が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合(同項各号に定める割合をいい、市規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で市規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。)に達しないこととなる時、又は当該異動等の直後に在勤する地域が同条第1項の市規則で定める地域に該当しないこととなる時は、異動等の円滑を図るため、当該職員には、同条の規定にかかわらず、当該異動等の日から2年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合(異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動等後の支給割合)以下となる時は、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。)、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給することができる。ただし、当該職員が当該異動等の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他市長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給につい

における当該職員に対する地域手当の支給については、市長の定めるところによる。

(1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に第9条の2第3項の市規則で定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号及び第3号において同じ。)

(2) 省略

(3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

2 職員以外の地方公務員、国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。)その他その業務が本市の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち市規則で定めるものに使用される者で役員及び非常勤の者を除くもの(以下「職員以外の地方公務員等」という。)であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして市規則で定めるものがあつた者が、第9条の2第2項第1号の5級地の地域に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、第9条の2第2項第1号の規定にかかわらず、市規則の定めるところにより、前項の規定に準じて、地域手当を支給する。(通勤手当)

第9条の5 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)～(3) 省略

ては、市長の定めるところによる。

(1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。)

(2) 省略

2 職員以外の地方公務員、国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。)その他その業務が本市の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち市規則で定めるものに使用される者で役員及び非常勤の者を除くもの(以下「職員以外の地方公務員等」という。)であつた者が、引き続き給料表の適用を受ける職員となり、第9条の2第2項第1号の1級地の地域に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、第9条の2第2項第1号の規定にかかわらず、市規則の定めるところにより、前項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(通勤手当)

第9条の5 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)～(3) 省略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)

(2) 省略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、市規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額、第1号に定める額又は第2号に定める額

3 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務場所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 省略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、市規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は第2号に定める額

3 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務場所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が市規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当

(1) 新幹線鉄道等の利用に伴う特別料金等に
係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則
で定めるところにより算出した当該職員の
支給単位期間の通勤に要する特別料金等の
額に相当する額(第5項において「特別料金等
相当額」という。)

(2) 省略

- 4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける
職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号
に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該
住居に相当するものとして市規則で定める住
居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等
を利用し、その利用に係る特別料金等を負担す
ることを常例とするもの(任用の事情等を考慮
して市規則で定める職員に限る。)その他前項
の規定による通勤手当を支給される職員との
均衡上必要があると認められるものとして市
規則で定める職員の通勤手当の額の算出につ
いて準用する。

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除
して得た額(交通機関等が2以上ある場合にお
いては、その合計額)、第2項第2号に定める額
及び特別料金等相当額をその支給単位期間の
月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上あ
る場合においては、その合計額)の合計額が15
万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の
規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る
支給単位期間のうち最も長い支給単位期間に
つき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じ
て得た額とする。

6～9 省略

(単身赴任手当)

- 第9条の6 公署を異にする異動又は在勤する公
署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病そ

の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に
掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定め
る額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位
期間につき、市規則で定めるところにより算
出した当該職員の支給単位期間の通勤に要
する特別料金等の額の2分の1に相当する額。
ただし、当該額を支給単位期間の月数で除し
て得た額(以下この号において「1か月当たり
の特別料金等2分の1相当額」という。)が2
万円を超えるときは、支給単位期間につき、
2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額
(当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用す
るものとして当該特別料金等の額を算出す
る場合において、1か月当たりの特別料金等2
分の1相当額の合計額が2万円を超えるとき
は、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当
に係る支給単位期間のうち最も長い支給単
位期間につき、2万円に当該支給単位期間の
月数を乗じて得た額)

(2) 省略

- 4 前項の規定は、職員以外の地方公務員等であ
った者から引き続き給料表の適用を受ける職
員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に
掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住
居に相当するものとして市規則で定める住居
を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等
でその利用が市規則で定める基準に照らして通
勤事情の改善に相当程度資するものであると
認められるものを利用し、その利用に係る特別
料金等を負担することを常例とするもの(任用
の事情等を考慮して市規則で定める職員に限
る。)その他前項の規定による通勤手当を支給
される職員との均衡上必要があると認められ
るものとして市規則で定める職員の通勤手当
の額の算出について準用する。

5～8 省略

(単身赴任手当)

- 第9条の6 公署を異にする異動又は在勤する公
署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病そ

の他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。)と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 省略

3 新たに給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 省略

(管理職員特別勤務手当)

第15条の2 管理職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)とする。

の他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 省略

3 職員以外の地方公務員等であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 省略

(管理職員特別勤務手当)

第15条の2 管理職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において市規則で定める額 (2) 省略 4 省略 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第15条の3 第4条第3項から第7項まで及び第9項から第11項まで並びに第7条の2から第8条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 別表第1 省略 別表第3～別表第4 省略	(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において市規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額) (2) 省略 4 省略 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第15条の3 第4条第3項から第7項まで及び第9項から第11項まで、第7条の2から第9条まで、第9条の3並びに第9条の4の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 別表第1 省略 別表第3～別表第4 省略
--	--

前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 省略 2～3 省略 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額決定は、予算の範囲内で行わなければならない。 (特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第9条 給与条例第3条から第4条の2まで、第6条の3から第8条まで(第7条第3項を除く。)及び第9条の4の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第7条第3項、第9条の2の2、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第7条第3項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)」第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。))と、給与条例第9条の2の2中「医療職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第15条の2第1項中「管理職員」と	(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 省略 2～3 省略 4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、市規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。 5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 (特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第9条 給与条例第3条から第4条の2まで、第6条の3から第9条まで(第7条第3項を除く。)、第9条の4及び第19条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第7条第3項、第9条の2の2、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」とあるのは「、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)」第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第7条第3項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。))」と、給与条例第9条の2

あるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第16条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」、給与条例第19条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。	の2中「医療職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第15条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第16条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。
---	--

前橋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表(第3条関係)

改 正 案	現 行
(扶養手当) 第6条 省略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1)～(5) 省略</u> (単身赴任手当) 第7条の2 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2 省略 (管理職員特別勤務手当) 第12条の2 省略 2 管理職員特別勤務手当は、管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は休日等(次項において「週休日等」という。))に勤務をした場合に支給する。 3 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	(扶養手当) 第6条 省略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u> <u>(2)～(6) 省略</u> (単身赴任手当) 第7条の2 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2 省略 (管理職員特別勤務手当) 第12条の2 省略 2 管理職員特別勤務手当は、管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は休日等(次項において「週休日等」という。))において勤務する場合に支給する。 3 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(定年前提任用短時間勤務職員についての適用除外) 第19条 第5条、第6条及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。	(定年前提任用短時間勤務職員についての適用除外) 第19条 第5条、第6条、<u>第6条の3</u>及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。
--	---